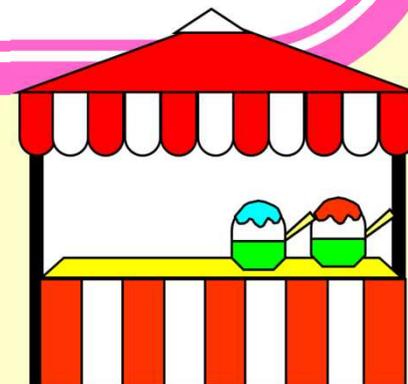


大阪府内のいずれかの自治体で
令和3年6月1日以降に飲食店営業の許可
を取得した自動車・露店施設は
大阪府全域で営業可能です！



許可証には「**高槻市内一円**」と記載されて
いますが、**大阪府全域**で営業可能です。



高槻市
マスコットキャラクター
はにたん